

Ⅲ-4-(1)

普及指導員については、農業経営者より、「本来指導すべき立場であるにもかかわらず、先進的な農業経営の事例の調査を行うのみであり、先進的な農業経営者が調査に協力するメリットは何もない」、「外部に提供して欲しくない情報まで、許可なく勝手に提供してしまう」、「多様化する農業経営の展開やスピードを理解していない」等の指摘があるが、普及指導員による指導を現状のまま継続すべきとお考えか、見解を伺いたい。

(答)

- 1 普及事業は、農業改良助長法に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用できるようにすることを目的としており、その事業推進の中心的な役割を担う普及指導員は、農業現場において直接農業者に接し、都道府県の実情を踏まえつつ、農業経営の改善に関する技術・知識の普及活動を実施している。
- 2 このため、公的試験研究機関等で開発された新技術や新品種等の普及指導のほか、農業者との協力関係の下で、先進的な農業経営に係る知見等を集約し、地域農業全体の発展に向けて、これらを活用しつつ普及指導を行うことは、普及指導活動の基本的な手法の一つである。
なお、普及事業は、地域の農業者との相互協力、信頼関係を基礎として効果的に機能するものであり、先進農業者に対する事例調査についても、普及指導に必要な範囲内で、かつ、任意の協力を得つつ行うものであり、こうした情報収集活動については、今後とも適切に実施する必要があると考えている。
- 3 ただし、普及指導活動に関連して普及指導員が取得・収集する技術情報、経営情報については、企業秘密あるいは知的財産的な保護が必要な情報等が含まれる場合があることは事実である。従来から、公務員については守秘義務等が課せられており、他に提供する場合には情報元の農業者の了解を得る等必要な対応を行ってきているが、一層の意識向上に向けて、国及び都道府県が実施する普及指導員に対する研修の充実等により、より適切に対応して参りたいと考える。
- 4 また、ご指摘のとおり、農業経営環境の変化のスピードは益々高まっており、普及指導員がこうした農業経営環境を十分に理解しつつ普及指導に当たることは非常に重要なことと認識している。
このため、国及び都道府県においては、普及指導員に対し、最新の農業技術・経営に係る知識、各種農政課題に関する知識、普及指導ノウハウ等を含め、体系的かつ網羅的な研修を実施し、その資質の向上に努めているところである。
- 5 いずれにしても、国際競争力の強化や食の安全確保等の現下の農政課題の解決に向けて、普及事業が果たす役割は依然として大きいと考えており、ご指摘等は踏まえつつ、普及事業の適切な推進を図って参りたい。

Ⅲ－４－（２）

普及指導員の行う技術指導については、民間企業（種子会社、機械メーカー）等も技術指導を行っており、競合していると考えられるが、見解を伺いたい。

（答）

- 1 農業改良助長法は、その制定当初から、技術指導を含む普及事業について、普及組織によるものと民間団体によるものの併存を前提とした規定を置いている。

※同法第6条第3項

「この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によって支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきではない。」

- 2 このため、協同農業普及事業として行う技術指導と民間企業等が行う技術指導は、適切な役割分担の下、相互に協力しつつ実施されることが適当であると考えている。

現状においても、民間企業等はその取扱い商品である種苗、機械等の販売と一体となった商品の利用方法等に係る技術指導（例えば、販売種苗の商品特性を活かすための栽培体系や肥培管理の指導、販売機械に合わせた栽培様式や機械化体系の指導など。なお、通常は商品代金とは別に指導の対価が請求されることはない。）を主として行うのに対し、普及組織は、それ以外の大部分の技術指導（例えば、地域の気候や土壌条件等に合わせた技術導入・指導や、作付体系の改善など。）を主として担っているところ。

また、普及事業で新技術や新品種の導入を図る際には、それぞれが保有する技術、知識を活用しつつ農業者に対する技術指導を共同で行うことも多い。

- 3 したがって、両者は農業現場において、基本的に競合することなく、適切な役割分担、連携・協力関係の下でそれぞれの機能を果たしている実態にあると考えている。

Ⅲ-4-(3)

農業経営者は自ら情報を収集し、その情報を基に経営判断を行っており、また、そうあるべきであると考え。現在の普及指導員は、その経営を指導するまでには至っていないとの指摘が多く、また、一部に経営指導をする能力がある普及指導員がいたとしても、国が経営を指導することから起こる結果責任を考えた場合、経営に関与すべきものではないと考えられる。したがって、あくまで情報収集・提供に事業の範囲を留めるべきと考えるが、見解を伺いたい。併せて、普及指導員の削減も検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 普及事業は、自ら考え判断できる農業経営者の育成を重視している。普及指導員は、そのように農業の人づくりを目指す中で、担い手への営農支援の一貫として、農業経営に関係する農政情報の周知や政策制度に関する情報提供等に加え、農業者や産地関係者の求めに応じ、経営判断に資するよう、新技術等の導入による経営計画の策定支援や経営分析等の支援を実施している。
- 2 一方、農業者や産地関係者は、普及組織から提供を受けた情報や経営分析結果の他、自ら収集した情報等も併せて、自らの責任で最終的な経営判断を行っているため、普及指導員に経営指導の結果責任が生じるものではない。
むしろ、普及事業として経営的な観点からの活動を実施することは、経営改善に向けた情報として農業者が活用できる情報の幅を広げるものであり、その必要性、重要性は高いと考えているところ。
- 3 なお、都道府県における普及指導員の数については、国から都道府県への指示等を行っているものではなく、基本的には各都道府県の判断によるところであるが、近年、行財政改革の進展に対応して全体として大きく減少しているところであり、担い手の育成・確保や国内農業の競争力強化等の喫緊の重要課題のほか、農薬のポジティブリスト制度への対応や有機農業の推進、鳥獣被害防止対策の推進、知的財産の保護・活用の促進など、農業現場での幅広い普及活動の展開が必要になってきている中、現在の普及指導員の数が多いという認識は持っていない。(普及指導員数の推移は別紙1参照)

Ⅲ-4-(4)

現在の農業協同普及事業は国内を対象に行われているが、その活動領域を海外に広げることについて、見解を伺いたい。

(答)

- 1 現在の「協同農業普及事業」は、国内農業の持続的発展に向けて、あくまで国内の農業者等を対象とする都道府県と国との協同事業であり、海外の農業者への支援は予定されていない。
- 2 一方、我が国に対する発展途上国等からの普及事業に関する技術協力ニーズは大きいことから、協同農業普及事業の枠外において、各都道府県の対応できる範囲で協力を得て、普及職員が、アジア、中南米、アフリカ等の発展途上国に派遣され、普及事業に関する技術協力や技術指導に従事している。
平成10～15年の実績では、23道府県から計55名（うち1年以上の長期派遣は9名）の普及職員が、計21カ国に派遣されている。
- 3 したがって、「協同農業普及事業」自体の海外展開については、現状ではその余地はないものと考えている。

(別紙2) 海外技術協力に係る普及職員の派遣状況

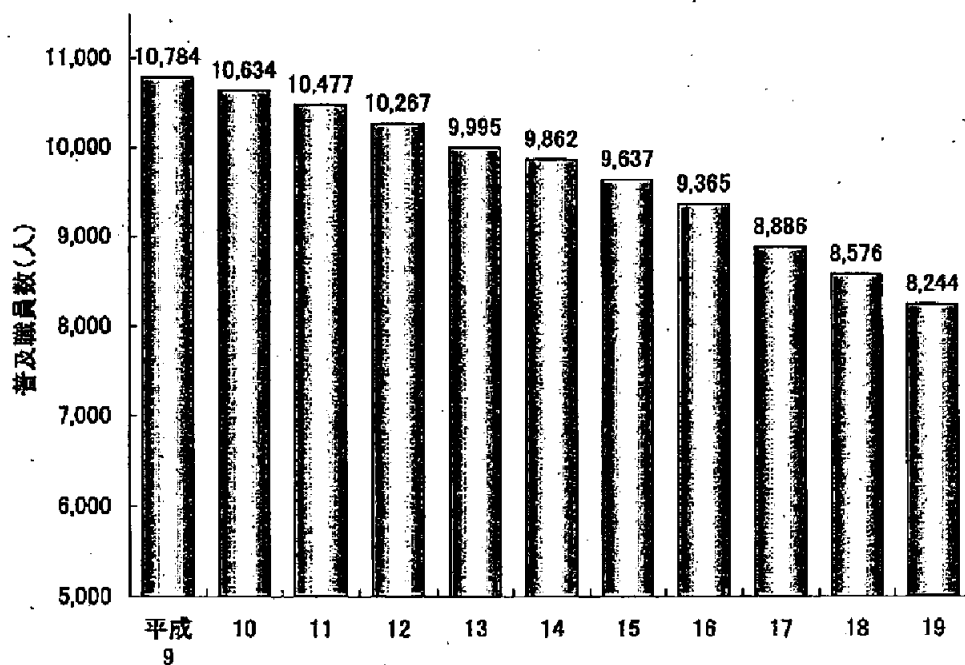
普及職員の年度別設置数の推移

別紙1

(人)

	専門技術員	改良普及員	普及職員計
平成 9	664	10,120	10,784
10	656	9,978	10,634
11	645	9,832	10,477
12	636	9,631	10,267
13	633	9,362	9,995
14	632	9,230	9,862
15	615	9,022	9,637
16	600	8,765	9,365
17	-	-	8,886
18	-	-	8,576
19	-	-	8,244

注:17年度から、専門技術員、改良普及員の資格区分がなくなり、新たに普及指導員の資格に変更された。



海外技術協力に係る普及職員の派遣状況（平10年～15年）

○派遣道府県数：23道府県

派遣国：21ヶ国

派遣国名	派遣都道府県数		派遣人数 (人)	
	(延べ数)	うち長期 うち短期		
(ア ジ ア)	(18)	(5)	(13)	(33)
インドネシア	3	—	3	3
ネパール	4	3	1	4
インド	1	—	1	1
タイ	1	1	—	1
カンボジア	1	—	1	1
中華人民共和国	3	—	3	9
ラオス	1	1	—	1
バングラデシュ	1	—	1	1
モンゴル	1	—	1	6
フィリピン	1	—	1	5
スリランカ	1	—	1	1
(中 南 米)	(9)	(1)	(8)	(16)
メキシコ	3	—	3	3
エルサルバドル	1	—	1	6
ブラジル	1	—	1	3
アルゼンチン	2	—	2	2
チリ	1	1	—	1
パラグアイ	1	—	1	1
(ア フ リ カ)	(3)	(2)	(1)	(5)
ザンビア	1	1	—	1
コートジボアール	1	—	1	3
ケニア	1	1	—	1
(大 洋 州)	(1)	(1)	(—)	(1)
ミクロネシア	1	1	—	1
21ヶ国	31	9	22	55

注1：短期とは1年未満、長期とは1年以上をいう。

2：派遣人数の内訳は、長期派遣人数が9人、短期派遣人数が46人である。

○海外技術協力プロジェクトの例

派遣元	派遣先国	対応者	プロジェクト名
青森県	インドネシア	普及センター課長	農業研修・普及システム改善計画
佐賀県	スリランカ	専門技術員	ガンババ農業普及改善計画
北海道	エル・サルバドル	専門技術員	農業技術開発普及強化計画
滋賀県	フィリピン	専門技術員	ボホール総合農業振興計画
新潟県	ネパール	改良普及員	農業技術普及システム
沖縄県	パラグアイ	普及センター次長	小農野菜生産技術改善計画
新潟県	ドミニカ共和国	改良普及員	山間傾斜地農業開発計画
千葉県	中国	専門技術員	農業技術普及システム強化計画

問Ⅲ-5-(1) 平成21年4月より、卸売業者の機能・サービスに見合った手数料を徴収できるよう卸売手数料が弾力化されるが、この弾力化により農業経営者にどのようなメリットが生じるのか教示願いたい。

(答) 卸売業者の手数料については、現在、各卸売業者が提供できる機能やサービスの違いに関わらず、市場開設者が定める業務規程において全国一律的にその水準が定められているが、卸売業者が機能・サービスに見合った手数料を徴収できるように弾力化することにより、市場関係者間における健全な競争や市場外流通との競争力の強化を図り、生産サイド・消費サイドの期待により一層応えられる市場流通システムへの転換を図ろうとするものである。

これにより、卸売市場間及び卸売業者間において、産地のニーズに応えるための競争が積極的に行われることが期待される。この結果、産地サイドにとっては、このサービス内容等を踏まえて、卸売市場及び卸売業者間の選択が可能となるというメリットがある。

問Ⅲ-5-(2) 一方、今年度から、農協系統のコメの販売委託手数料が定率から定額に変更されたが、今年度のコメの価格下落状況からすると、農業経営者に大変大きな負担となっているとの指摘がある。流通コスト低減の流れにも逆行すると考えられるが、農協系統のコメの販売委託手数料の定額制について見解を伺いたい。

(答)

農家で組織するJAが自主的に決定したことであり、行政としてこの是非についてお答えすることは差し控えたい。